

京都市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第108号

京都市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自転車等放置防止条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式



備考 図の部分と「自転車等撤去強化区域」の文字の部分とを区切る線及び縁は灰色、斜めの帯及び枠は赤色、自転車及び原動機付自転車の図柄、「京都市」及び「自転車等撤去強化区域」の文字の周囲の部分並びに地は白色、「京都市」及び「自転車等撤去強化区域」の文字並びにその他の部分は青色とする。

第2号様式

警 告



この場所から自転車・原動機付自転車を移動させてください。

この警告符を取り付けた日から起算して7日を経過したにもかかわらず、なお自転車・原動機付自転車が放置されている場合には、京都市自転車等放置防止条例第5条第4項の規定により撤去します。

年 月 日

京都市長

備考 「警告」の文字並びに斜めの帯及び枠は赤色、縁は灰色、自転車及び原動機付自転車の図柄、「京都市」の文字の周囲の部分及び地は白色、「京都市」の文字及びその他の部分は青色とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の京都市自転車等放置防止条例施行規則第1号様式による標識及び第2号様式による警告符は、平成29年9月30日までの間に限り使用することができる。

(建設局自転車政策推進室)